

高浜市教育用タブレット端末整備事業提案評価基準

1 目的

この基準は、高浜市教育用タブレット端末整備事業に係る公募型プロポーザルにおける提案事業者のうちから、これまでの業務実績、今回の提案内容、価格その他の条件が最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものとしてします。

2 受託候補者選定方法

プロポーザル参加者が提出した提案書の内容について、評価を行い、これまでの業務実績、今回の提案内容、価格その他の条件に関する評価が最も高い者を受託候補者として選定します。

3 評価

(1) 評価方法

プロポーザル参加者が提出した提案書等の内容について、高浜市教育委員会学校経営グループにおいて「高浜市教育用タブレット端末整備事業提案評価基準」に基づき、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとしてします。

(2) 評価の区分

評価の区分並びに区分ごとの配点は、次のとおりとします。

審査項目	配点割合
1. 企画提案内容 タブレット端末利用環境の整備	15 点
2. 企画提案内容 授業支援アプリの提供	5 点
3. 企画提案内容 タブレット端末導入後のサポート	35 点
4. 企画提案内容 校務 DX 計画の推進及び学校教員向けの研修 の企画・実施	10 点
5. 業務費用	35 点
合計	100 点

高浜市教育用タブレット端末整備事業提案評価基準

項 番	評価項目	評価の視点	配点
1	企画提案内容 タブレット端末利用環境の整備	・ 提案内容の妥当性、実現性、独自性	15 点
2	企画提案内容 授業支援アプリの提供	・ 提案内容の妥当性、実現性、独自性	5 点
3	企画提案内容 タブレット端末導入後のサポート	・ 提案内容の妥当性、実現性、独自性	35 点
4	企画提案内容 校務 DX 計画の推進及び学校教員向けの研修の企画・実施	・ 提案内容の妥当性、実現性、独自性	10 点
5	業務費用	価格評価点 $\text{入札価格の得点} = 35 \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}}$	35 点
合 計（100 点満点）			